

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成27年10月7日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500213 号

厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1500085 号

第1 結論

請求者のA社における平成15年12月25日の標準賞与額を24万9,000円に訂正することが必要である。

上記の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基 础 年 金 番 号 :

生 年 月 日 : 昭和29年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成15年12月

年金記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、請求期間に支給された賞与に係る記録が無い。

しかし、当該期間について、賞与明細書を所持しており、厚生年金保険料が控除されているので、標準賞与額を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者が保管する賞与明細書及び貯金通帳の写しにより、請求者が、当該期間において賞与額（24万9,500円）の支払を受け、当該賞与額に基づく標準賞与額（24万9,000円）に見合う厚生年金保険料（1万6,907円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。したがって、請求者の当該期間に係る標準賞与額については、賞与明細書で確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、24万9,000円とすることが必要である。

また、請求期間の賞与支給日については、上記貯金通帳の写しから、平成15年12月25日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年12月25日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500204 号

厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1500082 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社及びB社（いずれも、現在はC社）における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基 础 年 金 番 号 :

生 年 月 日 : 昭和 23 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 51 年 10 月 1 日から昭和 52 年 9 月 1 日まで
② 平成元年 10 月 1 日から平成 2 年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務していた請求期間①の標準報酬月額が、昭和 51 年 10 月 1 日に、その前の標準報酬月額 17 万円から 15 万円に減額処理され、B 社に勤務していた請求期間②の標準報酬月額が、平成元年 10 月 1 日に、その前の標準報酬月額 44 万円から 41 万円に減額処理されていることが分かった。

当時の給与明細書等は所持していないが、入社以来、給与は下がったことはなく標準報酬月額が下がるとは思えないので、調査の上、請求期間①及び②の標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、A社に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、昭和 51 年 10 月 1 日に、17 万円から 15 万円に減額処理されているとして、当該期間の標準報酬月額の訂正を求めていている。

しかしながら、A社の後継事業所であるC社は、請求期間①に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保管していないと回答していることから、請求者の当該期間における報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、請求者の標準報酬月額等の記載内容に不備は無い上、オンライン記録とも一致しており、また、遡って標準報酬月額の訂正処理が行われた形跡も確認できない。

さらに、昭和 50 年 8 月 1 日から昭和 51 年 10 月 1 日の定時決定時までの期間の在籍者について、上記の被保険者名簿を縦覧したところ、標準報酬月額が前回の記録よりも減額して決定された被保険者が複数存在することが確認できる。

加えて、請求者及び複数の同僚は、当時の給与の支給について、基本給以外に成果に応じた達成給が支給されていたと回答しており、当時の標準報酬月額の定時決定の算定対象期間は、当該定時決定日が属する年の 5 月から 7 月までの 3 か月間であり、当該 3 か月間に実際に支払われた達成給等の変動的賃金を加算した給与の総額を 3 で除した 1 か月当たりの金額を標準報酬月額等級表の範囲に当てはめて標準報酬月額が決められていることから、一般的には、達成給等の変動的賃金が影響して標準報酬月額が直前の期間に比して減額となつていい

ても不自然とは言えない。

また、請求期間①における標準報酬月額は、企業年金連合会が保管しているD厚生年金基金の中脱記録の報酬給与月額と一致している。

請求期間②について、請求者は、B社に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、平成元年10月1日に、その前の期間の44万円から41万円に減額処理されているとして、当該期間の標準報酬月額の訂正を求めている。

しかしながら、請求者は、当時の給与支給は基本給与額と世帯手当のみであると陳述しており、B社の後継事業所であるC社が提出した従業員名簿で確認できる当時の請求者の基本給与額と、当該事業主が陳述している当時の世帯手当との合計額は、オンライン記録における標準報酬月額に相当する報酬月額の範囲と一致している上、同社では、当該従業員名簿以外に当時の給与関係資料は保管していないと回答していることから、請求期間②における報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

また、請求期間②のB社に係るオンライン記録には、遡った記録の訂正等の不合理な処理が行われたことが確認できない。

さらに、請求期間②における標準報酬月額は、企業年金連合会が保管しているD厚生年金基金の中脱記録の報酬給与月額と一致している。

このほか、請求期間①及び②について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間①及び②について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第1500147号

厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第1500083号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和5年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和25年7月2日から昭和26年4月1日まで

② 昭和26年7月2日から昭和27年2月1日まで

私は、請求期間①及び②にA事業所が管轄するB施設でC職として勤務していた。しかしながら、厚生年金保険の記録では、請求期間①及び②が厚生年金保険の被保険者となっていないので、調査の上、請求期間①及び②の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①及び②にA事業所が管轄するB施設でC職として勤務していたと主張している。

しかしながら、A事業所で勤務していた労働者の記録を管理するD事務所及びE事務所は、「請求者について確認できる資料が無い。」と陳述していることから、請求者の請求期間①及び②の勤務実態及び保険料控除について確認できない。

また、請求者は、請求期間①及び②当時にA事業所と一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶していないことから、同僚に請求者に係る照会ができない上、A事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、請求者と同様に被保険者として記録されていた者のうち連絡先が判明した者に請求者に係る照会を行ったが、請求者を知っていると回答した者はおらず、請求者の請求期間①及び②における勤務実態及び保険料控除について確認できない。

さらに、請求期間②について、「連合国軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」(昭和26年7月3日保発第51号)により、昭和26年7月1日から、連合国軍要員は、雇用関係の切替えによって政府の直傭使用人としての身分を喪失し、P X (物の販売の事業)等を除く非軍事的業務に使用される者についての厚生年金保険の適用は、強制被保険者とならないとされ、ハウス、ホテル等のいわゆる家事使用人及びクラブ、宿舎施設、食堂、映画事業等に使用される者は、強制被保険者とならないこととなったことから、請求期間②当時、A事業所が管轄するB施設でC職として勤務していたとする請求者は、厚生年金保険の強制被保険者ではなかったものと考えられる。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険の被保険者資格について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除さ

れていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第1500212号

厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第1500084号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和19年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年10月9日から昭和61年10月まで

私は、B県の公共職業安定所を通じて、C県に所在していたA社に採用され、請求期間において、季節労働者として同事業所の工場でD業務担当者として勤務していたが、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。調査の上、請求期間について厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び事業主の回答から、請求者が請求期間のうち一部の期間において、A社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、事業主は、「請求期間当時、季節労働者として採用した場合は、雇用保険にのみ加入させ、厚生年金保険には加入させていなかったため、季節労働者として採用した請求者に係る厚生年金保険の届出及び給与からの厚生年金保険料の控除については行っていなかった。」と回答している。

また、同僚1名は、「A社では、請求期間当時、正社員は厚生年金保険に加入していたが、季節労働者及びパートタイム労働者は厚生年金保険に加入していなかった。」と回答している。

さらに、請求者が、同じ雇用形態（季節労働者）及び契約期間（6か月間）で一緒に採用されたとして姓のみ記憶している同僚2名については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、被保険者記録が確認できない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、請求者の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。